

令和5年度

運営指導結果の概要



江東区 介護保険課

江東区では、介護保険法第23条の規定に基づき、指定介護サービス事業者等の事業所を訪問し運営指導を実施しています。

令和5年度は、下記の通り80事業所に対して運営指導を実施しました。

令和5年度運営指導実績

サービス種類	運営指導 事業所数	文書指摘 事業所数	文書指摘延事項数		
			運営	報酬	内返還
居宅介護支援	12	9	26	7	7
訪問介護	10	5	4	2	1
訪問看護	1	0	0	0	0
通所介護	12	12	32	4	4
通所リハビリテーション	3	3	9	2	2
短期入所生活介護	2	2	2	0	0
短期入所療養介護	2	2	4	0	0
特定施設入居者生活介護	5	3	8	3	3
福祉用具貸与	2	2	6	0	0
特定福祉用具販売	2	1	1	0	0
地域密着型通所介護	8	7	18	1	1
認知症対応型通所介護	4	4	17	1	1
認知症対応型共同生活介護	7	4	13	4	3
介護老人福祉施設	3	3	10	7	7
介護老人保健施設	4	3	6	3	3
介護予防支援	3	2	5	0	0
計	80	62	161	34	32

令和5年度に区が実施した運営指導において、各事業所に指摘した主な内容は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

I 居宅介護支援

番号	分類	指摘内容
1	アセスメント	・ 居宅サービス計画を作成する際、アセスメントを行っていない。
2	居宅サービス計画の作成	・ 利用している居宅療養管理指導を居宅サービス計画に位置付けていない。 ・ 購入している特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付けていない。
3	サービス担当者会議	・ 担当者をサービス担当者会議に招集していない又は照会等により意見を求めている。 ・ サービス担当者会議に招集していない担当者に対して照会等により意見を求めている。
4	居宅サービス計画の交付	・ 作成した居宅サービス計画を利用者に交付していない。
5	実施状況の把握	・ 居宅サービス計画の作成後、実施状況の把握及び居宅サービス計画の変更を行っていない。また、居宅サービス計画の変更に係る一連の業務を行っていない。
6	モニタリング	・ 特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅で面接によりモニタリングを行わず、モニタリングの結果を記録していない。
7	主治の医師等の意見等	◆ 医療サービス（訪問看護等）を位置付ける際に、介護支援専門員が主治の医師等に意見を求めている。 ・ 主治の医師等に意見を求めているものの、その内容を記録していない。 ・ 居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない。
8	福祉用具貸与の居宅サービス計画への反映	◆ 福祉用具貸与（特殊寝台等）を居宅サービス計画に位置付けるにあたって、その利用の妥当性を検討していることが確認できない。
9	特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映	◆ 特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付けるにあたって、その利用の妥当性を検討していることが確認できない。
10	法定代理受領サービスに係る報告	・ 居宅サービス計画が作成されていない期間に提供された指定居宅サービス等について、給付管理票を提出している。
11	勤務体制の確保	◆ ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。
12	秘密保持	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

1 3	居宅介護支援費	・ 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の利用実績がないにもかかわらず、給付管理票を提出し、居宅介護支援費を請求している。
1 4	運営基準減算	・ 作成した居宅サービス計画を利用者に交付していない事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。 ・ 居宅サービス計画を変更する際にサービス担当者会議を開催していない事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。 ・ 介護支援専門員が、1月に1回、モニタリングを行わず、モニタリングの結果を記録していなかった事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。
1 5	初回加算	・ 新規に居宅サービス計画を作成する、又は要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する利用者に該当しないにもかかわらず、当該加算を算定している。
1 6	特定事業所加算（Ⅱ）	・ 「居宅介護支援費に係る運営基準減算の適用を受けていないこと」を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
1 7	退院・退所加算（Ⅰ）□	・ カンファレンスの参加要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
1 8	退院・退所加算（Ⅱ）イ	・ 利用者の退院に当たり、当該病院の職員と面談を行い、利用者に関する情報を得たことが確認できないにもかかわらず、当該加算を算定している。
1 9	退院・退所加算（Ⅲ）	・ カンファレンスの参加要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

Ⅱ 居宅サービス

1 訪問介護

番号	分類	指摘内容
1	訪問介護計画の作成	・ 初回の訪問介護計画作成時のみアセスメントを実施し、当該計画の更新時にアセスメントを実施していない。 ・ 利用者の状態変化により訪問介護計画の変更が必要であったにもかかわらず、訪問介護計画を変更していない。 ・ 訪問介護計画の実施状況の把握を行っていない。
2	秘密保持等	・ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
3	訪問介護の区分	・ 訪問介護計画に位置付けられている「身体介護」に該当する行為の所要時間は10分とされており、かつ、その他の行為は「生活援助」に該当するにもかかわらず、「身体1生活1」で算定している。
4	早朝・夜間・深夜の訪問介護の取扱い	・ 居宅サービス計画上又は訪問介護計画上において、訪問介護サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯に位置付けがないにもかかわらず、夜間の訪問介護の加算を算定している。

2 通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	◆ 生活相談員がサービス提供時間に送迎を行っている時間があるために、指定通所介護の提供に従事しておらず、生活相談員が不在の時間帯が発生している。 - 生活相談員が不在の日が認められた。 - 機能訓練指導員を配置していない。
2	受給資格等の確認	利用者の担当居宅介護支援事業所からの FAX により受給資格等を確認し、当該利用者の提示する被保険者証により受給資格等を直接確認していない。
3	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	- 居宅サービス計画に位置付けられているサービスを通所介護計画に位置付けず、サービスを提供していない。 ◆ 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを提供している。
4	通所介護の具体的取扱方針	◆ 通所介護計画に位置付けられていないサービスを提供している。
5	通所介護計画の作成	◆ アセスメントを実施せずに通所介護計画を作成している。 ◆ 居宅サービス計画に位置付けのないサービスを通所介護計画に位置付けている。 - 居宅サービス計画に位置付けられているサービスを通所介護計画に位置付けていない。 - サービス提供時間に変更があったにもかかわらず、通所介護計画を変更していない。 - 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得ていない。 - 通所介護計画を利用者に交付していない。 ◆ 通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明していない。
6	秘密保持等	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
7	入浴介助加算	入浴を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している。

8	個別機能訓練加算（Ⅰ） イ	- 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で個別機能訓練計画を作成したことが確認できない事例が認められた。 - 機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成したことが確認できない。 - 利用者又はその家族に対し、機能訓練指導員等が個別機能訓練の内容について説明を行い、同意を得て個別機能訓練計画を交付したことが確認できない。 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明していることが確認できない。
9	個別機能訓練加算（Ⅰ） ロ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置するのみで、これに加えて配置すべき指定通所介護を行う時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していない日に当該加算を算定している。
10	送迎を行わない場合の減算	利用者の自宅の玄関まで送迎を行っていないにもかかわらず、減算していない。

（注）◆は複数の事業所に指摘した事項

3 通所リハビリテーション

番号	分類	指摘内容
1	サービスの提供の記録	提供した指定通所リハビリテーションのサービス内容について、サービス提供票と実施記録が相違している。
2	利用料等の受領	- 日々のレクリエーションとして教養娯楽費を利用者から画一的・一律に徴収している。 - 共用の新聞、雑誌等を「教養娯楽費」として利用者から画一的・一律に徴収していた。 ◆ 利用者の介護に係る経費を「日用品費」として利用者から画一的・一律に徴収している。
3	指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	◆ リハビリテーション会議を開催しておらず、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有していることが確認できない。
4	秘密保持等	利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
5	短期集中個別リハビリテーション実施加算	リハビリテーションの実施を1週につきおおむね2日以上実施していないにもかかわらず、当該加算を算定している。
6	中重度者ケア体制加算	指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員が不在である日が複数件発生している。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

4 短期入所生活介護

番号	分類	指摘内容
1	短期入所生活介護計画の作成	利用者の同意を得ていない。
2	秘密保持等	利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

5 短期入所療養介護

番号	分類	指摘内容
1	利用料等の受領	◆ 日々のレクリエーションとして教養娯楽費を利用者から画一的・一律に徴収している。 ◆ 利用者の介護に係る経費を「日用品費」として利用者から画一的・一律に徴収している。(

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

6 特定施設入居者生活介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	・ 機能訓練指導員を一人以上配置していない。
2	内容及び手続の説明及び同意	・ 重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ていることが確認できない。
3	特定施設サービス計画の作成	・ 初回の特定施設サービス計画作成時のみアセスメントを行い、更新時にアセスメントを行っていない。 ・ 特定施設サービス計画の実施状況の把握を行ってることが確認できない。
4	秘密保持等	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
5	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	・ 機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画の作成を行っていない。また、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していることが確認できない。
6	夜間看護体制加算	・ 重度化した場合における対応に係る指針について、入居の際に利用者又はその家族等の同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
7	口腔衛生管理体制加算	・ 人員基準欠如に該当しているにもかかわらず、当該加算を算定している。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

7 福祉用具貸与

番号	分類	指摘内容
1	内容及び手続の説明及び同意	・ 重要事項を記した文書を交付して説明を行わず、利用申込者の同意を得たことが確認できない。
2	心身の状況等の把握	◆ 利用者の置かれている環境の把握に努めていない。
3	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ 居宅サービス計画に位置付けのない福祉用具を福祉用具貸与計画に位置付け、貸与している。
4	福祉用具貸与計画の作成	・ 福祉用具貸与計画に「歩行できない」と記載されている利用者に対し、歩行器や歩行補助杖を貸与している。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

8 特定福祉用具販売

番号	分類	指摘内容
1	内容及び手続の説明及び同意	・ あらかじめ文書を交付して説明を行い利用申込者の同意を得たことが確認できない。

Ⅲ 地域密着型サービス

1 地域密着型通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業員の員数	◆ 生活相談員がサービス提供時間に送迎を行っている時間があるために、指定地域密着型通所介護の提供に従事しておらず、生活相談員が不在の時間帯が発生している。
2	管理者	・ 管理者が法人のエリアマネージャーを兼務しており、同一敷地外の職務に従事している。
3	設備及び備品	・ 相談室が事務室と一体化しており、遮蔽物等による仕切りがなく、相談の内容が漏えいしないよう配慮されていない。
4	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ 居宅サービス計画に位置付けのないサービスを提供している
5	サービス提供の記録	・ 提供した指定地域密着型通所介護について、サービス内容を正確に記載していない。
6	利用料等の受領	・ 保険給付の対象となっている利用者のためのレクリエーションに係る材料費を利用者から画一的に徴収している。
7	指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	・ 地域密着型通所介護計画に位置付けのない延長サービスを提供している。
8	地域密着型通所介護計画の作成	・ 利用者の希望及びその置かれている環境を踏まえて当該計画を作成していない。 ・ 地域密着型通所介護計画を利用者に交付していない。
9	勤務体制の確保等	・ ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。
10	秘密保持等	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
11	地域との連携等	◆ 令和5年度の運営推進会議の開催実績がない。
12	個別機能訓練加算（Ⅰ） 口	・ 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成していない。 ・ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成していない。 ・ 3月に1回以上、利用者の居宅を訪問していない。 ・ 当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行っていることが確認できない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

2 認知症対応型通所介護

番号	分類	指摘内容
1	変更の届出	・ 管理者の変更があったにもかかわらず、区へ届出を行っていない。
2	従業者の員数	◆ 生活相談員がサービス提供時間に送迎を行っている時間があるために、指定認知症対応型通所介護の提供に従事しておらず、生活相談員が不在の時間帯が発生している。
3	管理者	・ 厚生労働大臣が定める研修を修了している者又は研修を修了することが確実に見込まれる者を管理者として配置していない。
4	内容及び手続の説明及び同意	・ 利用申込者又はその家族に対し重要事項説明書を交付したことが確認できない。(寿園 SC)
5	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	◆ 居宅サービス計画に位置付けのないサービスを認知症対応型通所介護計画に位置付け、当該サービスを提供している。
6	認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	・ 認知症対応型通所介護計画に位置付けていないサービスを提供している。
7	認知症対応型通所介護計画の作成	・ 提供するサービスを認知症対応型通所介護計画に位置付けていない。 ◆ 居宅サービス計画に位置付けのないサービスを認知症対応型通所介護計画に位置付け、当該サービスを提供している。 ・ 居宅サービス計画に位置付けられているサービスを認知症対応型通所介護計画に位置付けていない。
8	秘密保持等	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
9	個別機能訓練加算（Ⅰ）	・ 個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行っていることが確認できない。 ・ 当該加算を算定している全ての回数分の訓練実施記録が確認できない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

3 認知症対応型共同生活介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	・ 計画作成担当者が介護主任と兼任していることにより、利用者の処遇に支障をきたしている。
2	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	・ 認知症対応型共同生活介護計画が適切な時期に作成されていない状況で指定認知症対応型共同生活介護を行い、かつ当該状況が常態化している。
3	認知症対応型共同生活介護計画の作成	・ 初回の認知症対応型共同生活介護計画作成時のみアセスメントを行い、更新時にアセスメントを行っていない。 ◆ 計画作成担当者が適切な時期に認知症対応型共同生活介護計画を作成していない。 ・ 利用者の同意を得ていない。 ◆ 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行っていない。
4	管理者の責務	◆ 管理者が計画作成担当者の業務の実施状況の把握ができていない。
5	勤務体制の確保等	◆ ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。
6	地域との連携等	・ 2月に1回以上、運営推進会議を開催していない。
7	認知症対応型共同生活介護費	・ 認知症対応型共同生活介護計画が適切な時期に作成されていない状況で指定認知症対応型共同生活介護を行い、かつ当該状況が常態化しているにもかかわらず、当該報酬を請求している。
8	医療連携体制加算（Ⅰ）	◆ 重度化した場合の対応に係る指針の内容について、利用者又はその家族等から同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

IV 施設サービス

1 介護老人福祉施設

番号	分類	指摘内容
1	管理者の責務等	・ 不適切な身体的拘束が繰り返し行われており、管理者が適切に従業員を管理しているとは言い難い。 ・ 計画担当介護支援専門員が身体的拘束等の事実を把握しておらず、管理者が適切に計画担当介護支援専門員の業務の実績を把握しているとは言い難い。 ・ 身体的拘束等の事例があったにもかかわらず、計画担当介護支援専門員が身体的拘束等の態様及び時間、当該入所者の心身の状況並びにその理由を記録していない。
2	計画担当介護支援専門員の責務等	・ 短期目標期間終了後の施設サービス計画を作成していない。 ・ 入所者の同意を得ていない。
3	検食	・ 施設として検食を実施していない。
4	身体的拘束等の記録	・ 身体的拘束等を行った際に記録をしていない。
5	身体拘束廃止未実施減算	・ 身体的拘束を行った際に、記録を行っていなかったにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算がなされていない。
6	個別機能訓練加算（Ⅰ）	・ 訓練を実施していない日においても当該加算を算定している。 ・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画を作成していない。
7	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	・ 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出していることが確認できず、また、フィードバック情報等を活用していない。
8	療養食加算	・ 対象疾病でないにもかかわらず、療養食を提供し、当該加算を算定している。 ・ 療養食を提供していないにもかかわらず、当該加算を算定している。
9	看取り介護加算	・ 看取りに関する指針が整備されていない。 ・ 看取りに関する指針の見直しを行っていない。 ・ 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したことが確認できない。

10	自立支援促進加算	- 施設で提供する食事ではなく、職員が購入した食料等を入所者に与える等、適切な介護が提供されていない。 - 座位保持が可能な入所者について、一部介助で入浴が可能であるにもかかわらず、機械浴で入浴を行い、適切な介護が提供されていない。 - 医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出していることが確認できず、また、支援計画の見直しの際にフィードバック情報を活用していない。
11	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していることが確認できず、また、フィードバック情報等を活用していない。

2 介護老人保健施設

番号	分類	指摘内容
1	計画担当介護支援専門員の責務等	施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握を行ったことが確認できない。
2	利用料等の受領	◆ 日々のレクリエーションとして教養娯楽費を入所者から画一的に徴収している。 ◆ 入所者の介護に係る経費を「日用品費」として入所者から画一的・一律に徴収している。
3	検食	検食を入所者への食事提供後に行っている。
4	試行的退所時指導加算	- 入所者の家族に対して試行的退所時指導を行っていない。 - 入所者又は家族に対し、当該加算について説明し同意を得たことが確認できない。
5	退所時情報提供加算	入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った際、当該入所者の同意を得ていることが確認できない。
6	療養食加算	食事箋で指示された内容の献立表が作成されていることが確認できない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

V 介護予防支援

番号	分類	指摘内容
1	秘密保持	・ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
2	モニタリング	・ モニタリングを実施していない。
3	主治の医師等の意見等	・ 医療サービスを位置付ける際に主治の医師等に意見を求めておらず、また、当該医師に介護予防サービス計画を交付していない。
4	特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映	・ 特定介護予防福祉用具販売を介護予防サービス計画に位置付けているにもかかわらず、当該特定介護予防福祉用具販売が必要な理由の記載が確認できない。